

議案第17号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年佐倉市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは免職する場合又は」を「又は免職する場合においては医師2人を、」に、「、医師2名」を「医師1人」に改め、同項ただし書を削る。

第3条第2項中「6月以内に同一の傷病により」を「1年以内に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該休職の原因が当該復職をする前の傷病と異なることが明らかであるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年9月30日以前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職から復職した職員であって、この条例の施行の日以後に同号の規定により再び休職するものの休職期間の合算については、なお従前の例による。